

呉市教育委員会会議録  
(平成27年8月25日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成27年8月25日定例会

1 開催日時 平成27年8月25日(火) 15:00開会  
15:45閉会

2 開催場所 呉市つばき会館3階 教育委員会室

3 出席委員 教育長 工 田 隆  
教育長職務代理者 森 尾 敬 介  
委 員 水 野 良 行  
委 員 舟 尾 慎  
委 員 香 川 治 子 欠席委員なし

4 出席職員 教育部長 寺 本 有 伸  
教育副部長 上 田 勝 治  
教育副部長 細 川 司  
教育部参事補 上垣内 信 治  
教育総務課長 清 水 和 彦  
学校施設課長 大世渡 隆 臣  
学校教育課長 多幾山 晃 年  
学校安全課長 小 川 聰  
呉高等学校事務長 荒 木 重 雄  
教育総務課課長補佐 追 原 重 臣

5 傍聴者 1名

## 6　日　　程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第35号 平成28年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について
- (4) 報告第29号 公共工事（教育部）の発注について（昭和中学校校舎耐震補強工事）
- (5) 報告第30号 公共工事（教育部）の発注について（東畠中学校校舎耐震補強工事）
- (6) 報告第31号 公共工事（教育部）の発注について（広中央中学校校舎耐震補強工事）
- (7) 報告第32号 機構改革等に伴う呉市いじめ防止基本方針の一部改正について
- (8) 報告第33号 寄附受納について
- (9) 教議第36号 「教育委員会事務点検・評価報告書（平成26年度事務事業対象）」について
- (10) 報告第34号 専決処分について
- (11) 報告第35号 呉市幼児教育振興計画の策定について

(15:00)

- 教 育 長 これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題といたします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
教 育 長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。  
本日の会議録署名委員は、香川委員・森尾委員にお願いをいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局からお願いをいたします。  
(平成27年8月3日臨時会について報告)  
教 育 長 本日提出されたもののうち、日程9～11については議会に諮る案件であるため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。  
(異議なしの声)  
教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

### 教議第35号 平成28年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について

- 教 育 長 それでは、日程第3の教議第35号「平成28年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
多幾山課長 教議第35号「平成28年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針について」御説明します。  
資料1ページを御覧ください。  
広島県教育委員会は、これまで年度ごとに広島県公立学校教職員人事異動方針を決定し、市町教育委員会に通知しておりましたが、2年前から変更がある場合に限り、通知を行うといった取扱いにその後変更されています。来年度の県の方針につきましては、今年度のものから変更がない旨の連絡を受けており、これまでの方針が適用されることとなります。  
県の人事異動方針は変更がある場合のみ通知という形になっていますが、呉市教育委員会の方針につきましては、年度ごとの人事の状況や学校の実態を踏まえ、これまでどおり年度ごとに方針を策定していきたいと考えます。  
2ページを御覧ください。  
「平成28年度教職員人事異動に係る呉市教育委員会の方針」につきましては、標題を平成27年度から平成28年度に変えることを除き、昨年度からの変更はありません。  
今年度もこの方針に従い、適正に人事事務を進めてまいりますが、県費負担教職員の人事異動に関して、市町の意向がより強く反映するよう、県教育委員会と密接な連携を図り、より一層、計画的な人事異動を行ってまいります。  
説明は以上でございます。
- 教 育 長 はい。ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありますか。  
(なしの声)  
教 育 長 御発言なしということで、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

**報告第29号 公共工事（教育部）の発注について（昭和中学校校舎耐震補強工事）**

**報告第30号 公共工事（教育部）の発注について（東畠中学校校舎耐震補強工事）**

**報告第31号 公共工事（教育部）の発注について（広中央中学校校舎耐震補強工事）**

教 育 長 次に、日程第4から日程第6については関連がありますので、一括して議題とします。日程第4の報告第29号「公共工事（教育部）の発注について（昭和中学校校舎耐震補強工事）」、日程第5の報告第30号「公共工事（教育部）の発注について（東畠中学校校舎耐震補強工事）」、日程第6の報告第31号「公共工事（教育部）の発注について（広中央中学校校舎耐震補強工事）」を、学校施設課から説明をお願いいたします。

大世渡課長 「公共工事（教育部）の発注について」説明させていただきます。

報告第29号、報告第30号及び報告第31号は、内容が同じでございますので、続けて説明させていただきます。最初に3ページを御覧ください。

本報告の3件は、校舎耐震補強工事の契約の締結について、契約金額が9千万円を超えるため、8月11日開催の呉市議会・文教企業委員会において行政報告を行ったものであります。

本工事は、呉市立小中学校施設の耐震化の一貫として、昭和中学校の鉄筋コンクリート3階建て校舎の管理棟、西棟及び南棟、延床面積2,909.86平方メートルに耐震補強工事を行うものでございます。

工事の概要でございますが、主に、ピタコラム工法、ハイブリット工法、耐震スリット工法、デザインフィット工法により補強いたします。

補強工事に伴う工事として、内外装工事、電気設備工事、機械設備工事を併せて発注しております。

本工事の完成期限は、平成28年3月17日としております。

契約の相手方でございますが、一般競争入札として公告を行い、6月25日に開札を行った結果、参加業者1者で、株式会社平田組が、1億2,781万8,000円で落札し、7月6日に契約を締結したものでございます。

4ページには、昭和中学校の付近見取図を、5ページには、管理棟の北立面図、南立面図を、6ページには、西棟の北立面図、南立面図を、7ページには南棟の立面図を添付しております。

続きまして、報告第30号でございます。

9ページを御覧ください。

本工事は、東畠中学校の鉄筋コンクリート4階建て校舎の管理棟及び特別教室棟、延床面積1,393.6平方メートルに耐震補強工事を行うものでございます。

工事の概要でございますが、ピタコラム工法、耐震スリット工法により補強いたします。

補強工事に伴う工事として、内外装工事、電気設備工事、機械設備工事を併せて発注しております。

本工事の完成期限は、平成28年3月25日としております。

契約の相手方でございますが、一般競争入札として公告を行い、6月25日に開札を行った結果、参加業者3者で、中原建設株式会社が、1億2,720万5,640円で落札し、7月6日に契約を締結したものでございます。

10ページには、東畠中学校の付近見取図を、11ページには、管理棟の東立面図を、12ページには、特別教室棟の南立面図を添付しております。

続きまして、報告第31号でございます。

13ページを御覧ください。

本工事は、広中央中学校の鉄筋コンクリート4階建て校舎の普通教室棟及び特別教室棟、延床面積3,080.33平方メートルに耐震補強工事を行うものでございます。

工事の概要でございますが、ピタコラム工法、耐震スリット工法により補強いたします。

補強工事に伴う工事として、内外装工事、電気設備工事、機械設備工事を併せて発注しております。

本工事の完成期限は、平成28年2月29日としております。

契約の相手方でございますが、一般競争入札として公告を行い、7月2日に開札を行った結果、参加業者4者で、株式会社平田組が、1億473万8,400円で落札し、7月13日に契約を締結したものでございます。

14ページには、広中央中学校の付近見取図を、15ページには、普通教室棟の北立面図を、16ページには、特別教室棟の北立面図を添付しております。

行政報告時には、委員より「耐震工事により学校運営に影響はないのか」との質問に対し、「多少の支障はあるが、近年は教室内に極力立ち入らない工法を採用し、授業をしながら工事の通年化を図っています。ただし、振動や騒音のする工事は、子どものいない放課後や休日に行い、支障は最小限に食い止めている。」とお答えいたしました。

以上でございます。

教 育 長 ただいま報告第29号から報告第31号まで3件の報告内容を、いずれも中学校の校舎耐震補強工事に関わる工事の発注についてということで一括で説明がありました。それぞれ御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 直接工事そのものに関する事ではないのですが、こういった工事を発注して契約する場合に、工事の内容以外で工事車両の出入りとか、近隣を走る場合の法令とか速度を遵守するであるとか、そういったことの約束ごとは、契約の中には注意事項として入っているのでしょうか。

大 世 渡 課 長 入札が終わりまして、学校と教育委員会、業者と打合せを必ずどの業務もしておりますので、注意事項としてそういった工事車両の乗り入れとか、近隣へ迷惑にならないような工法、工事の進行は打合せを通して行っております。

船 尾 委 員 近隣の道路がすごく狭いところがたくさんあるみたいなので、スピードを出したり、生徒が行き来している時間帯に重なることもあると思い、すごく心配だったので質問いたしました。

教 育 長 他に何か御質疑、御意見はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 他には御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

## 報告第32号 機構改革等に伴う呉市いじめ防止基本方針の一部改正について

教 育 長 次に、日程第7の報告第32号「機構改革等に伴う呉市いじめ防止基本方針の一部改正について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いいたします。

小 川 課 長 報告第32号「機構改革等に伴う呉市いじめ防止基本方針の一部改正」について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

この改正は、1の「改正の趣旨」に示しておりますとおり、平成26年3月27日に策定した「呉市いじめ防止基本方針」について、平成27年度の「呉市の機構改革」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正等に伴って行うものでございます。

「改正の内容」の概要につきましては、2に示しております、3点でございます。

具体的な「改正の内容」について、御説明いたしますので、4の「新旧対照表」を、御覧ください。

1点目は、呉市いじめ防止基本方針の「4呉市におけるいじめの防止等に関する取組」の(1)ウ「呉市いじめ問題検証会議」について、機構改革に伴う本会議の設置要綱の変更に基づいて、その構成員のうち、「呉市総務企画部長」を「呉市総務部長」に変更するものでございます。

2点目は、「6重大事態への対応」の(1)ウ「呉市いじめ問題調査委員会を呉市教育委員会内に設置する」を「招集する」に改めるものでございます。

3点目は、18ページになりますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」に伴い、「呉市総合教育会議設置要綱」に基づいて、「重大事態への対応」において、呉市長が執ることができる措置として、「呉市総合教育会議を招集すること」を新たに加えるものでございます。

なお、17ページに戻っていただき、3に示しておりますように、この改正の実施期日につきましては、平成27年4月1日とすることといたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今の説明について何か御質疑、御意見はありますか。

船 尾 委 員 インターネットを通じて行われるいじめというのが、近年対応に追われるのではないかと思うのですが、先生方や行政の方もインターネットの中で何が行われているかまで、なかなか入って見ることは難しいとは思います。そういうことに対して防止策として、普段どういった防止策を考えられているのですか。発見してから、間に合うものもあれば、もう遅かったという場合もあると思います。その辺に対して新しい取組をされていることがあればお願ひします。

小 川 課 長 今、委員もおっしゃられた、インターネットやラインに関わるいじめというものは、非常に把握が難しいものであるというものが、まず取組の難しさということがあるんですけれども、学校ではそういった危険性について犯罪防止教室であるとか、いろいろな取組の中で子どもたちに伝えていくことは、引き続き粘り強くやっていきます。携帯電話やスマホを持たず親に対しても、先日も御紹介させてい

ただいたんですが、家庭の中でしっかりとルールを子どもたちと話をして、しっかりと意識をさせる「わが家の約束カード」という取組も継続して続けております。昨年度末では2,600件くらいの数の利用があります。これも引き続き積極的に保護者に働きかけていこうと思っています。先日ちょうど新聞にも出たんですけれども、先週の土曜日に「いじめ撲滅プロジェクトチーム研究大会」という毎年実施しているものがあるのですが、そこで今回は、そういったインターネット等のいじめに関わるテーマで、大学の教授に来ていただいて、プロジェクトチームの参加者に対して、その危険性であるとか、使い方の重要性であるとかを実践例を交えてわかりやすく伝えていただきました。そういったことも各学校に帰って指導、取組に活かしていければと考えています。

船尾委員 前に、香川委員も一緒に宮原で聞いた大学の先生の話が大変わかりやすかった。なかなか今の大人がそこまで知らなかつたことがかなりありました。ぜひ活用していただきたいと思います。

小川課長 今、御紹介いただいた宮原で講師をしていただいた県立大学の金山先生に今回来ていただいて、本当にわかりやすく具体的に指導をしていただきました。

香川委員 呉市いじめ防止基本方針の中にもサポートとかいろいろあるんですが、寝屋川市の事件でも、子どもがうろうろしていたら大人が帰るように声かけをすることが足らなかつたんではないかと思います。地域社会においても先ほど言われたようなことをどんどんやって、地域社会の中で子どもを守るというのを地域の中で広めるというのが非常に大事だと思います。

教育長 御意見として伺いました。その他にございませんか。  
(なしの声)

教育長 ぜひ、これはできるだけ多くの方に、船尾委員の御指摘にもありましたし、香川委員の御指摘にもあったように、できるだけ多くの大人がこの実態を知った上で、今の声かけもそうでしょうし、様々な相談にも応じるということを務めていかなければならないというふうに思わせていただきました。

それでは、本件についてはこの程度とします。

### 報告第33号 寄附受納について

教育長 日程第8の報告第33号「寄附受納について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

清水課長 資料の25ページをお願いいたします。

平成26年度第3期コレクション展「谷口仙花と船田玉樹」をきっかけといたしまして、美術品の寄附の申し出があつたものでございます。

寄附申込者は、25ページにあります松原ミチ子氏ほか5名です。資料を1枚めくつていただきまして26ページを御覧ください。作品数は34点、評価額の合計は、1,073万円となっております。

なお、これらの寄附作品につきましては、本年4月に開かれました美術館運営審議会並びに美術品等収集委員会において審議され了承されております。

作者の略歴を27ページから30ページに、寄附の経緯を31ページに、寄附作品を32ページから34ページに掲載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

教 育 長 御質疑、御意見はありませんか。

森 尾 委 員 每年寄附受納ということでかなりあるんですが、収蔵する側としては、スペースはまだあるんでしょうか。

清 水 課 長 直接担当ではないので詳しく申し上げられないんですが、美術館の収集委員会の方で受けられているものなので、保管については美術館の収蔵庫に保管できるスペースは十分あると思います。

教 育 長 よろしいでしょうか。

話に聞くと寄附作品の中でも修復の必要なものも保管する上でそういうものなどもあるように聞いています。そこらは美術館が適切に対応されると聞いております。

森 尾 委 員 学芸員がいらっしゃるので、そこは適切にされていると思います。地方の方もいらっしゃいますが呉市の方が多いようですね。

教 育 長 御寄附をいただいた作品は、何らかの作品展で市民に還元できるように美術館の方も計画されると思いますので、機会があればぜひ御覧ください。

ほかにございませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

### 教議第36号 教育委員会事務点検・評価報告書（平成26年度事務事業対象）について

(15:26)

教 育 長 それでは、日程第9の教議第36号「「教育委員会事務点検・評価報告書（平成26年度事務事業対象）」について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

清 水 課 長 それでは、別冊となっておりますが、教議第36号「教育委員会事務点検・評価報告書（平成26年度事務事業対象）」について、御説明いたします。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき作成するものでございまして、先日の臨時会を踏まえ、報告書の最終案を提示させていただくものでございます。

先日の臨時会におきまして、その内容については説明させていただいておりますので、本日は臨時会を受けての変更箇所を中心に説明をさせていただきます。

先日の臨時会からの修正箇所は6点でございます。

1点目は、11ページの「新たな文書管理システムの円滑な導入」についての部分ですが委員さんの方から、「庁舎移転に関して、保存年限にかかわらず、後に必要な資料がなくならないように」との御意見をいただきました。

これを受けまして、評価欄の一番最後に、「庁舎移転に際しては、必要な資料が逸失することのないよう、細心の注意を払います。」という文章を追加いたしました。

2点目は、12ページの「教育委員会の広報体制の充実」についてです。

評価欄の2番目の、教育委員会会議録の掲載を以前は「検討します」を、すで

に実施したことから、「実施します」に改めております。

3点目は、15ページの「学校施設の耐震化」についてです。

委員さんの方から「工事内容、期間等を保護者へ周知する必要があるのではないか」との御意見をいただきました。

これを受けまして、課題に対する分析欄の一番下の、「学校への事前説明」をという記載をしておりますが「学校及び保護者に対する事前説明」というように「保護者に対する」という文言を追加修正しております。

4点目は、20ページの「特別支援教育の推進」についてです。

委員さんの方から、「発達障害のある子は増加しており、入学前の早い段階で保護者へ説明し、適切な診断を受けさせるべきである」との御意見をいただきました。

これを受けまして、課題に対する分析欄の下から2つ目の、「保護者への早めの就学情報の提供を行うとともに」としておりましたが、これに「保護者への早めの就学情報の提供及び早期受診の勧奨を行うとともに」というように「早期受診の勧奨」という文言を追加修正をいたしております。

5点目は、21ページの「生徒指導の充実」についてです。

委員さんの方から、「いじめを発見した子どもが言いやすい環境、見過ごさず誰かに言える体制を作ってもらいたい」という御意見をいただきました。

これを受けまして、課題に対する分析欄の一番下にありますが、「いじめの事実を知った児童生徒及び保護者等が、より相談しやすい学校環境を整えること。」という文章を追加いたしました。

最後に、6点目は23ページの「生涯学習の推進」についての部分です。

委員さんの方から、「生涯学習推進員が研修によって得たノウハウ、成果を実践するための工夫が必要ではないか、そうしなければ次年度以降にもつながらないのではないか」という御意見をいただきました。

これを受けまして、課題に対する分析欄の下から2つ目の、「推進員を対象とした研修会の内容を一層充実させ、習熟機会の提供に努める」といたしておりましたけれども、「推進員を対象とした研修会の内容を一層充実させ、その成果を発揮させる場を提供するよう努める」というふうに修正いたしました。

以上6点が臨時会を受けての修正箇所となります。

なお、その他の部分につきましては、報告書の修正はございません。

本報告書は、本日の定例会にお諮りし、承認をいただいた後、9月市議会に提出、ホームページにて公表する予定としております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長 前回からの継続審議ということで、ただいま6点の変更箇所について説明がありましたが説明に対して御質疑、御意見はございませんか。

船 尾 委 員 前回しっかりと時間をかけて協議させていただいたので問題はないと思います。  
教 育 長 そのほかにございませんか。

森 尾 委 員 船尾委員がおっしゃったように 非常によくまとめてこられていると思います。ただ1点学識経験者の意見に文句を言わせていただいたのですが、今回手直しされておりまして、これでしたら議会に出されても、このことについて文句は出ないのではないかと感じました。

教 育 長 そのほかに御発言ございませんか。

(なしの声)

教 育 長 それでは、御発言なしということで、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

### **報告第34号 専決処分について**

教 育 長 次に、日程第10の報告第34号「専決処分について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

清 水 課 長 それでは、報告第34号「専決処分の報告について」御説明いたしますので資料の35ページを御覧ください。

本件は、広中央中学校校内において、草刈り機により草を刈っている時に、草刈り機によって跳ねられた小石が、学校北側の住居の窓ガラス及び窓フレームに当たり、損害を与えたことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年8月11日、市長が損害賠償に関する専決処分をいたしましたので、これを御報告するものでございます。

1の賠償の理由につきましては、草刈り中の事故による窓ガラス等損傷でございます。

2の賠償金額は107,460円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、吳市に在住するA氏でございます。

4の損害の状況でございますが、平成27年7月14日（火）午前8時50分ごろ吳市立広中央中学校敷地内におきまして、同校主事が草刈り機を使用して草刈り作業を行っていたところ、草刈り機に跳ね飛ばされた石が、学校北側の住居の窓ガラス及び窓フレームに当たり、損傷させたものでございます。

賠償金額については、全国市長会学校災害賠償補償保険が適用され、今後、保険会社を通じて支払う予定でございます。

なお、先の7月の定例会の時に、天応小学校で同様に小石を跳ねて車の窓ガラスが割れるという事故報告をしました際に、その対応方法というお話がありまして、各学校に対して防護ネットの使用、除草剤による対応など、安全対策の徹底についての文書を送付したとお答え申しあげましたが、その措置につきましては、この事故を含めた後の対応になっておりまして、報告する定例会がずれておりまして申し訳ないのですが、本件の事故と併せて2件を受けて行つたものでございますので、よろしくお願ひします。

また、その後、教育委員会事業場安全衛生委員会におきまして、広中央中学校での共同作業を巡視し、作業の安全性について確認を行ったところでございます。今後事故がないように指導していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

教 育 長 御質疑、御意見はございませんか。

船 尾 委 員 今、後の説明で同じ時期に起こったということで、それはもう致し方ないと、

思うのですが、その後対応をされているということで、先ほどの言われた防護ネットを使用していたら防げた事故だったのでしょうか。

清水課長 その場所にもよるのですが、実際に学校にフェンスはあるのですが、編み目の所を突き抜けていっているので防護ネットでも、もうちょっと細かい防護ネットをしていれば、小石が当たるのは防げる可能性があったのではないかと思います。石が草刈り機で飛んでいくものですから、あまりにも小さい石が飛んだ時にはやむを得ないと思うのですが、防護ネットをしておけばある程度の大きさの石は防止できると思いますので、窓ガラスの破損まではいかないのではないかと考えます。

船尾委員 私も草刈り機を何回もやったことがあるので小石が飛ぶのは分かりますし、草刈り機によっては、カバーもついて飛びにくくされている物もありますし、ネットをそういった防護ネットのハードなものでなくとも、例えば引っかけるような物でも安価なものもあるし、目の細かい物もあるかもしれない、現在の対策の防護ネットの方法で、ひょっとしたらというのがあれば、もう少し検討したらといいのかなと思います。

教育長 そのほかに御発言はございませんか。

水野委員 この事故について最初に起きて同じ時期ということですが、起きたらすぐ、もう二度と、時間が短くても次の事例が起きないように皆さんに伝えて、臨機応変に早く対応していかなくてはいけないと思います。草刈り機の事故は本当に多いんですよ。本当にたくさんあります、いろいろなところで問題になっておりますので、2例続けて起きたというのは非常に残念です。合議をしっかりしていただいて二度とこういうことが起きないようにしっかりしていってもらいたいと思います。ただ保険に入っているのだから使用すれば良いという問題ではないと思います。よろしくお願ひします。

教育長 防護ネットのことが話題になりましたけど、他の学校で実際にこんなネットを使用しているよという具体物を、お互いに主事の中でおそらく情報の共有はもうできているのだと思うのだけど、こんなネットがいくらいくらの金額で手に入るよと、これなら大丈夫だよと。いいものがあったらお互い学校主事間で情報を共有して、まだ準備していないそういう学校があれば、具体的に準備をさせるというところまでを徹底するというのが、今の二人の委員さんの意向を十分踏まえた対応なのかなと思うので、是非、主事の間で情報共有できるように、できれば今の委員さんの御意見を踏まえるとそういうことが必要だなと思いました。お願ひいたします。

そのほか御発言はございませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

### 報告第35号 呉市幼児教育振興計画の策定について

教育長 次に、日程第11の報告第35号「呉市幼児教育振興計画の策定について」を議題とします。

学校教育課の説明をお願いします。

多幾山課長 報告第35号「呉市幼児教育振興計画の策定について」御説明します。37ページを御覧ください。

この計画は、呉市の幼児教育の充実を図るための施策の指針として策定いたします。

1の目的のとおり、幼児期の教育は、目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎を作ること、「後伸びする力」を培うことを重視しています。広島県では、平成27年3月に「ひろしまファミリー夢プラン」が策定され、呉市においても平成27年3月に「呉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を推進しているところでございます。

2の関連計画との整合性については、図にお示ししているとおり、上位計画を「第4次呉市長期総合計画」と現在策定中である「呉市教育推進施策大綱(仮称)」としております。また、福祉保健部等関係部署と連携しながら他の関連する計画と整合を図ってまいります。

3のスケジュールにつきましては、8月26日(水)に文教企業委員会で、行政報告を行い、振興計画に盛り込む内容等に検討を加えながら骨子を策定した後、パブリックコメントを実施させていただく予定です。パブリックコメントを踏まえて最終案を策定し、最終的な公表につきましては、3月をめどに計画しております。

以上でございます。

教育長 御質疑、御意見はありますか。

香川委員 この前の総合教育会議でも言ったのですが、幼児期は非常に大切なので、こういうものが出来たらとても良いと思います。この目的のところに書いてあるように目先の知識ではなく、心とか感性とかが育まれるような方向でいってもらえたなら、学校に行くところまでが出来ていたら、学校に繋がっていくので連携がうまくいったら良いと思います。出来るのを楽しみにしています。

水野委員 僕も非常に楽しみにしています。今までになかったですね。やっと一つの文面にできたということで、非常に良いのではないかと思います。香川委員さんも言ったように子どもだけでなく保護者も含めて一緒にずっと教育できるような気がします。非常に良いことがきちんと出来るような気がしますので、良いものを作っていただけるよう期待しております。

教育長 そのほかに御発言はありますか。  
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。  
以上で定例会を閉会いたします。

(15:45)

上記のとおり、会議の次第を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

( 教育長 工 田 隆 )

( 委 員 香 川 治 子 )

( 委 員 森 尾 敬 介 )

(平成27年8月25日定例会)